

## 木の家ですくすく子育て応援（新築等及び修繕等）事業実施要領

### （趣旨）

第1 木の家ですくすく子育て応援事業については、木の家ですくすく子育て応援（新築等）事業費補助金交付要綱（以下「新築交付要綱」という。）及び木の家ですくすく子育て応援（修繕等）事業費補助金交付要綱（以下「修繕交付要綱」という。）に定めるもののほか、次により実施するものとする。

### （用語の定義）

第2 新築交付要綱及び修繕交付要綱において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」とする。
  - (2) 「石州瓦」とは、石州瓦工業組合の組合員が製造・販売した瓦とする。
  - (3) 「左官仕上げ」とは、県内に主たる事業所を有する事業者が施工するもので、外壁にあってはモルタル塗り下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとしたものを、内壁にあっては土塗り壁等で仕上げたものをいう。（住宅に隣接して一体的に設置された塀、車庫、倉庫、納屋及びこれに類する施設は補助金の対象外とする。）
  - (4) 「木製建具」とは、県内に主たる事業所を有する建具事業者が製作した木製建具で、襖、障子、框戸、格子戸などをいう。（住宅に隣接して一体的に設置された車庫、倉庫、納屋及びこれに類する施設の木製建具は補助金の対象外とする）
  - (5) 「子育て世帯」とは、満18歳未満若しくは満18歳となった最初の3月31日を迎える子供がいる世帯、又は妊娠している者がいる世帯をいう。
  - (6) 「地域の子育て支援団体」とは、地域の子育て支援施設を建設する地方公共団体を除く営利を目的としない社会福祉法人やNPO団体等をいう。
  - (7) 「子育て支援施設」とは、子守や読み聞かせ、地域の伝統活動・行事などを通じ、子育てを地域ぐるみで支援するために必要な施設をいう。
  - (8) 「三世帯同居」とは、子育て世帯がその親世帯と三世帯以上で構成された子育て世帯が、同一住宅に居住する場合をいう。
  - (9) 「近居」とは、子育て世帯がその親世帯と別居しているが、親世帯の居住地と同一地域に居住する場合をいう。なお、同一地域に居住する場合とは、互いの居住地が同一の地域運営の基本単位として各市町村で定められた公民館地区にある、又は直線距離で5キロメートル以内にある、のいずれかに該当する場合とする。
  - (10) 「Uターン」とは、県外から島根県に転入し、転入市町村に5年以上居住する意思のある者で、県内に居住経験のある者を「Uターン」、県内に居住経験のない者を「Iターン」という。
  - (11) 「中山間地域等」とは、次のいずれかの地域をいう。
    - ①島根県中山間活性化基本条例（平成11年3月島根県条例第24号）第2条に定める地域
    - ②過疎自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条各項の規定により過疎地域と見なされる地域
    - ③半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項により規定された半島振興対策実施地域  
具体的には次の市町村等が該当するが、辺地指定地域の場合は市町村で確認してください。
- 区域の一部が中山間地域等の市町村  
・松江市・・・上宇部尾町、新庄町、上本庄町、本庄町、邑生町、野原町、枕木町、長海町、手角町、秋鹿町、岡本町、大垣町、大野町、魚瀬町、旧鹿島町全域、旧島根町全域、旧美保関町全域、旧八雲村全域、旧八束町全域、玉湯町大谷の一部（辺地指定地域）、宍道町上来待の一部（辺地指定地域）

・出雲市・・・旧平田市全域、旧大社町全域、旧多伎町全域、旧佐田町全域、上島町、船津町、稗原町、宇那手町、野尻町、朝山町、所原町、見々久町、馬木町、馬木北町、乙立町、東園町、西園町、外園町、斐川町学頭の一部（辺地指定地域）、斐川町阿宮の一部（辺地指定地域）

○区域の全域が中山間地域等の市町村

安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、大田市、川本町、美郷町、邑南町、浜田市、江津市、益田市、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

- (12) 「新築等」とは、「新築」、「購入」、「増改築」をいう。
- (13) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てることをいう。
- (14) 「購入」とは、建築された住宅で、まだ人の居住の用に供していない住宅（建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）を購入することをいう。
- (15) 「増改築」とは、増築又は改築をいう。
- (16) 「増築」とは、既存の建築物の床面積を10m<sup>2</sup>以上増加させることをいう。
- (17) 「改築」とは、既存の建築物の一部もしくは全部を除却し、これと用途、規模、構造がほぼ同じものを建てることをいう。
- (18) 「構造材」とは、通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁及び構造用材として用いた合板とする。
- (19) 「修繕等」とは、修繕又は模様替えをいう。
- (20) 「修繕」とは、施設の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (21) 「模様替え」とは、施設を別の仕様でつくり替え、性能や品質を向上させるこという。

（補助対象条件等）

第3 補助対象となる建築物は、以下に定めるところによる。

(1) 新築・購入、増改築

1) 共通事項

- ①県内に建築する建築物の新築・購入、増改築。
- ②県産木材を構造材に50%以上使用するもの。
- ③屋根工事を完了のうえ、木材協会が別に定める受付期限までに補助金申請をされたもの。  
なお、住宅のうち「左官仕上げ」の補助金を申請する場合は当該工事が、「木製建具」の補助金を申請する場合は該当する全ての建具の据え付けが完了していることを要する。
- ④石州瓦を屋根材に使用する場合には加算する。
- ⑤建築場所が中山間地域等の場合は加算する。

2) 住宅

- ①自ら居住するための一戸建て木造住宅（共同住宅を除く）。
- ②三世代同居・近居若しくはUIターンに該当する場合は加算する。ただし、UIターンの場合は、転入時に子育て世帯であり、事業申込み時が転入後5年以内の子育て世帯とする。
- ③「左官仕上げ」を活用する場合には加算する。  
ただし、購入、修繕、模様替えの場合を除く。

- ④「木製建具」を使用する場合には加算する。  
ただし、購入、修繕、模様替えの場合を除く。

### 3) 地域の子育て支援施設

- ①施設は個人施設でなく、目的外使用の恐れがないもの。
- ②施設の管理規程又は利用規程、目的、管理責任者等、施設の利用について、必要な事項があらかじめ定められているもの。
- ③目視できる部分の内・外装材や構造材に県産木材（乾燥材）を使用するもの。

### (2) 修繕・模様替え

#### 1) 共通事項

- ①県内に所在する建築物で県産木材（乾燥材）を使用して行う修繕・模様替え。
- ②事業費50万円以上の工事を実施し、そのうち、県産木材の材料費が20万円以上であるもの。
- ③工事を完了のうえ、木材協会が別に定める受付期限までに補助金申請をされたもの。
- ④第3の（1）の助成を受けていないもの。

#### 2) 住宅

- ①自ら居住するための一戸建て木造住宅（共同住宅を除く）。
- ②三世代同居・近居若しくはUIターン、建築場所が中山間地域等に該当する場合は加算する。ただし、UIターンの場合は、転入時に子育て世帯であり、事業申込み時が転入後5年以内の子育て世帯とする。

### 3) 地域の子育て支援施設

- ①施設は個人施設でなく、目的外使用の恐れがないもの。
- ②施設の管理規程又は利用規程、目的、管理責任者等、施設の利用について、必要な事項があらかじめ定められているもの。
- ③目視できる部分の内・外装材や構造材に県産木材（乾燥材）を使用するもの。
- ④建築場所が中山間地域等の場合は加算する。

### (補助金対象者)

第4 補助金の対象者は、第3の（1）、（2）を行う子育て世帯及び地域の子育て支援団体とする。

ただし、三世代同居世帯の場合は、同居者が施主の場合も対象とする。

2 補助金の対象者は、県産木材の普及啓発に協力するものとする。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。